

厚岸町水道事業告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、厚岸町水道事業に係る水道料金の収納業務を私人に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月1日

厚岸町長 若 狭



- 1 事業者名称 株式会社しんきん情報サービス
- 2 所在地 東京都港区港南1丁目8番27号
- 3 委託業務の内容 厚岸町の水道料金について、コンビニエンスストアの店舗を通じて収納する業務
- 4 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで